

複数区画購入割引制度要綱

平成 22 年 3 月 17 日制定

平成 23 年 6 月 1 日改正（あ）

平成 24 年 4 月 1 日改正（い）

平成 27 年 4 月 1 日改正（う）

（趣旨）

第 1 条 北海道住宅供給公社（以下「公社」という。）は、公社が宅地分譲を行っている団地において、販売促進と街並み・住環境整備を推進することを目的に、複数区画（2 区画以上の宅地をいう。以下同じ。）を購入する者に対し、土地譲渡価格の割引を行う。

（割引対象者）

第 2 条 割引の対象者は、一の宅地譲渡契約により複数区画を購入する者とする。

（割引率）

第 3 条 割引の率は、2 区画の宅地を購入する場合は宅地価格の合計額の 10% を、3 区画以上の宅地を購入する場合は募集価格の合計額の 20% を割引くものとする。割引による譲渡価格は、募集価格に各々 90 パーセント、80 パーセントを乗じた結果（千円未満の端数切捨て）とする。

（札幌市あいの里団地における特則）

第 4 条 （削除）（あ）（い）（う）

（札幌市季実の里団地における特則）

第 5 条 札幌市季実の里団地において 2 区画以上の土地を購入する場合は、第 3 条によらず募集価格の合計額の 10% を割引くものとする。割引による譲渡価格は、募集価格の合計額に 90 パーセントを乗じた結果（千円未満の端数切捨て）とする。（う）

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1. 適用団地は、南幌町みどり野団地、札幌市季実の里団地、北広島市大曲柏葉台団地、函館市旭岡団地とする。（う）

2. この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（あ）

1. この要綱は、平成 23 年 6 月 8 日から施行する。

附則（い）

1. この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則（う）

1. この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。